

## 通学区域自由化制度のあり方について（案）

### 1 制度の見直し（変更）について

- (1) 通学区域自由化制度による指定学校変更の時期を小学校及び中学校入学時並びに他市町村からの転入時とする。
- (2) 小学校において通学区域自由化制度による指定学校の変更を希望するときは、就学を希望する小学校を就学すべき小学校と指定するほか、当該小学校の属する中学校区の中学校を就学すべき中学校と指定する。

### 2 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条中の「相当と認めるとき」を次の事由とする。

- 1 転居後も引き続き従前の学校に就学しようとするとき
- 2 地理的な要件により、指定学校以外の学校へ就学しようとするとき
- 3 いじめ、不登校等生徒指導上やむを得ないと認めるとき
- 4 その他、教育委員会が相当と認めるとき

### 3 経過措置について

指定学校の変更申立てにより、平成27年3月31日までを期間として指定学校の変更を教育委員会が認めた者で、引き続き、当該小学校又は中学校への就学を希望する者については、事由の如何によらず、平成27年4月1日以降の指定学校の変更を認める。

なお、この措置は、平成27年度限り適用する。